

令和８年度 小鹿野町の指名停止等一覧表

※網掛け部分は停止期間終了もしくは解除済

令和８年６月２３日現在 総合政策課

No.	会 社 名	所在地	指名停止期間又は町の対応	指名停止等の事由
1	株式会社クリーン工房	埼玉県さいたま市中央区新都心１１番地 ２さいたま新都心L Aタワー３０F	令和８年 ５月 １日から 令和８年 ７月 ３１日まで (３月)	当時の代表取締役は、令和８年２月１日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和８年３月２７日に起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	株式会社岩崎工務店	埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄２８６２－ ８	令和８年 ６月 ２３日から 令和８年 ７月 ２２日まで (１月)	当該業者は、令和８年６月２３日（火）に、当町が発注した「国民宿舎（両神荘）配水管修繕工事」を施工中に、従業員が梯子から転落し、骨折する関係者事故を発生させた。